

議案第 2 1 号

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 6 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例

杉並区立こども発達センター条例（平成 8 年杉並区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に関すること（以下「児童発達支援」という。）。
- (2) 法第 6 条の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び他の施設への巡回指導に関すること。
- (3) 法第 6 条の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 7 項に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下「計画相談支援」という。）並びにこどもの発達の相談に関すること。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 3 条第 1 号中「通園事業」を「児童発達支援又は保育所等訪問支援」に、「第 2 4 条の 3 第 6 項に規定する施設受給者証」を「第 2 1 条の 5 の 7 第 9 項に規定する通所受給者証」に改め、同条第 2 号中「及び第 4 号から第 6 号まで」を「から第 5 号まで」に改め、「事業」の次に「（保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。）」を加え、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 障害児相談支援 法第 2 1 条の 5 の 6 第 1 項若しくは第 2 1 条の 5 の 8 第 1 項の申請又は法第 2 1 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係る区内在住の 1 8 歳未満の心身障害児の保護者その他区長が必要と認める者

第3条に次の1号を加える。

- (4) 計画相談支援 障害者自立支援法第20条第1項若しくは第24条第1項の申請又は同法第19条第1項に規定する支給決定に係る区内在住の18歳未満の心身障害児の保護者その他区長が必要と認める者

第4条第1項中「通園事業又はデイサービス」を「児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援又は計画相談支援」に改め、同条第3項第1号中「通園事業又はデイサービス」を「児童発達支援」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第1項の規定により保育所等訪問支援の利用の申込みを行った者の数その他の事情により、その実施が困難であるとき。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）

- (2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助（以下「指定障害児相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額）

- (3) 計画相談支援 障害者自立支援法第51条の17第2項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援（以下「指定計画相談支援」という。）に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）

第5条第2項中「通園事業又はデイサービス」を「児童発達支援又は保育所等訪問支援」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、児童発達支援に係る使用料を定める等の必要がある。

杉並区立こども発達センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第2項に規定する児童発達支援に関すること(以下「児童発達支援」という。)</u>。</p> <p>(2) <u>法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること(以下「保育所等訪問支援」という。)</u>及び<u>他の施設への巡回指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関すること(以下「障害児相談支援」という。)</u>、<u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること(以下「計画相談支援」という。)</u>並びに<u>こどもの発達の相談に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第43条に規定する知的障害児通園施設に関すること(以下「通園事業」という。)</u>。</p> <p>(2) <u>こどもの発達の相談に関すること。</u></p> <p>(3) <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスに関すること(以下「デイサービス」という。)</u>。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>他の施設への巡回指導に関する</u></p>

(5) 略

(利用することができる者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 児童発達支援又は保育所等訪問

支援 法第4条第1項第2号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証で規則で定めるものを交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者

(2) 前条第2号から第5号まで

_____に規定する事業(保育所等訪問支援、障害児相談支援及び計画相談支援を除く。) 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3) 障害児相談支援 法第21条の

5の6第1項若しくは第21条の5の8第1項の申請又は法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る区内在住の18歳未満の心身障害児の保護者その他区長が必要と認める者

(4) 計画相談支援 障害者自立支援

こと。

(6) 略

(利用することができる者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 通園事業

_____ 法第4条第1項第2号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が法第24条の3第6項に規定する施設受給者証 _____で規則で定めるものを交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者

(2) 前条第2号及び第4号から第6

号までに規定する事業_____
_____ 区内在住の18歳未満の心身障害児、その保護者その他区長が必要と認める者

(3) デイサービス 法第4条第1項

第2号に規定する幼児である区内在住の心身障害児でその保護者が障害者自立支援法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証(デイサービスに係るものに限る。)を交付されているもの、その保護者その他区長が必要と認める者

法第20条第1項若しくは第24条
第1項の申請又は同法第19条第1
項に規定する支給決定に係る区内在
住の18歳未満の心身障害児の保護
者その他区長が必要と認める者

(利用の手続等)

第4条 児童発達支援、保育所等訪問支
援、障害児相談支援又は計画相談支援
を利用しようとする者は、規則で定め
るところにより区長に申し込み、その
承諾を受けなければならない。

2 略

3 区長は、次の各号のいずれかに該当
するときは、第1項の承諾又は前項の
承認を与えないことができる。

(1) 児童発達支援の利
用の承諾を受けた者が定員に達して
いるとき。

(2) 第1項の規定により保育所等訪
問支援の利用の申込みを行った者の
数その他の事情により、その実施が
困難であるとき。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(使用料等)

第5条 センターの使用料は、無料とす
る。ただし、次の各号に掲げる事業を
利用する者は、当該各号に定める額を

(利用の手続等)

第4条 通園事業又はデイサービス

を利用しようとする者は、規則で定め
るところにより区長に申し込み、その
承諾を受けなければならない。

2 略

3 区長は、次の各号のいずれかに該当
するときは、第1項の承諾又は前項の
承認を与えないことができる。

(1) 通園事業又はデイサービスの利
用の承諾を受けた者が定員に達して
いるとき。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(使用料等)

第5条 センターの使用料は、無料とす
る。ただし、次の各号に掲げる事業を
利用する者は、当該各号に定める額を

納めなければならない。

(1) 児童発達支援又は保育所等訪問支援 法第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)

(2) 障害児相談支援 法第24条の26第2項に規定する指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)

(3) 計画相談支援 障害者自立支援法第51条の17第2項に規定する指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援(以下「指定計画相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める

納めなければならない。

(1) 通園事業 法第24条の2第2項に規定する障害児施設支援の種類ごとに指定施設支援に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定施設支援に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した費用の額)

(2) デイサービス 障害者自立支援法第29条第3項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用(特定費用を除く。)につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)

基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）

2 区長は、前項ただし書の規定によるもののほか、食材料費その他児童発達支援又は保育所等訪問支援の利用者に負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

2 区長は、前項ただし書の規定によるもののほか、食材料費その他通園事業又はデイサービスの利用者に負担させることが適当と認められるものについては、別に定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。